

令和元年9月吉日

新潟市指定給水装置工事事業者 各位

新潟市水道事業管理者
水道局長 佐藤 隆司

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なります。該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

なお、更新制の導入に伴う業務量の増加を踏まえ、令和元年10月1日より、新規及び更新に係る事務手続き経費について、ご負担いただくこととなりました。事業者の皆様におかれましては、ご理解賜りますようお願いいたします。

1 有効期間及び更新の申請期間

更新手続きについては、水道局より事前に郵送にて通知します。通知時期は、指定の有効期限の3～4か月前を予定しています。なお、有効期間内に更新手続きをしなかった場合、失効となりますので、ご留意願います。

新潟市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

※ 更新手続きの通知の際に様式を同封します。

- 様式第一号（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第二号（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3 別途に確認する項目

指定更新申請時に、講習会の受講証等の確認を行う予定としています。詳細については、後日ホームページ等でお知らせします。

4 新規及び更新に係る指定手数料（新潟市給水条例第34条による）

10,000円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

新潟市水道局管路課管理係

電話：025-232-7347

Email：kanro.ws@city.niigata.lg.jp